

ご注意ください！

「大麻栽培でまちおこし!?!」

～大麻の正しい知識で正しい判断～



【目次】

はじめに.....	2	5. わが国における大麻栽培の歴史.....	9
1. 大麻栽培をめぐる検挙例.....	3	コラムⅡ『大麻』の仲間	
2. 大麻とは?.....	4	6. 大麻栽培の現状.....	10
3. 大麻の規制について.....	5	事例紹介①～④、コラムⅢ『とちぎしろ』	
コラムⅠ 大麻を使うと、どうなるの?		参考：こんな言葉には要注意!.....	13
4. 大麻草の植物的特徴.....	7	付録.....	14
		相談窓口一覧.....	16



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

はじめに

いま、違法薬物である『大麻』^{たいま}を利用してまちおこし
ができるという話が静かな広がりを見せています。

こうした話の中で、

- 大麻栽培は儲かる。
- 大麻には無限の可能性がある。
- 今始めないと外国の大麻関連企業に利権を奪われる。
- 大麻は危ない薬物ではない。
- 外国では合法だ。

などの誘い文句が盛んに喧伝されています。

こうした説明は本当に正しいのでしょうか？

本当であるならば、なぜ、「大麻取締法」^{たいまとりしまりほう}という特別な法律まで作られて、大麻は厳しく規制されているのでしょうか？

『大麻』は、世界で最も乱用されている薬物で、麻薬の一種です。そのため、大麻取締法により許可を受けた農家^{まやく}だけに栽培が認められています。

本冊子は、皆さんが大麻を巡る現在の状況について正しい知識を得て、正しい判断をして頂くことを目的として作られました。

できるだけ簡潔にまとめておりますので、それぞれの状況に応じてご活用頂ければ幸いです。

1. 大麻栽培をめぐる検挙例

T氏は、地域活性化を謳い文句に町協力のもと免許を取得し大麻栽培に乗り出した。T氏はネット等で大々的に大麻栽培をアピールし、栽培体験ツアーも実施していた。だがT氏の正体は大麻愛好家であり、次第に全国の大麻愛好家たちがT氏のもとへ集まる事態となった。

結局、T氏は嗜好目的での大麻所持が発覚し、大麻取締法違反で検挙され、その後、免許取消しとなった。

**このような事態におちいらないよう、
大麻のことを正しく理解しましょう！**

(1) 大麻草の有害成分THC

大麻草の茎からは、丈夫な繊維が採取できます。しかし、大麻草は**THC (テトラヒドロカンナビノール)** という人体に極めて有害な成分を含んでおり、その乱用は社会に悪影響を及ぼします。

(2) 大麻取締法

大麻は大麻取締法で厳しく規制され、無許可の栽培や所持等は法律で厳しく罰せられます。(下記参照)

The infographic is set against a green background with marijuana leaves. On the left, a large red and white graphic reads '不正栽培は禁止されています!' (Illegal cultivation is prohibited!). Below it, text states that illegal cultivation is prohibited under the Cannabis Control Act, and possessing or providing seeds is also a punishable offense. An image of a marijuana plant is shown. On the right, another large red and white graphic reads '不正所持・提供は犯罪です!' (Illegal possession and provision are crimes!). Below it, text explains that possessing, receiving, or transferring marijuana is a crime, with penalties including up to 5 years in prison for simple possession and up to 7 years for profit-driven activities. An image shows hands exchanging cash and marijuana.

不正栽培は禁止されています!
大麻の不正栽培は、大麻取締法で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、大麻取締法の処罰対象です。

不正所持・提供は犯罪です!
大麻をみだりに所持し、譲り受け、又は譲り渡した場合、5年以下の懲役。また営利目的でこれを行った場合は7年以下の懲役または情状により7年以下の懲役及び200万円以下の罰金に処せられるなど、厳しく処罰されます。

2. 大麻とは？

大麻とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいいます。大麻草の成熟した茎や繊維等の製品と、大麻草の種子及びその製品は大麻から除かれ、規制の対象外となります。

（1）大麻は極めて有害な薬物です。

大麻の穂や葉に含まれる**THC（テトラヒドロカンナビノール）**が脳神経のネットワークを切断し、幻覚作用、記憶への影響、学習能力の低下、知覚の変化などを引き起こします。

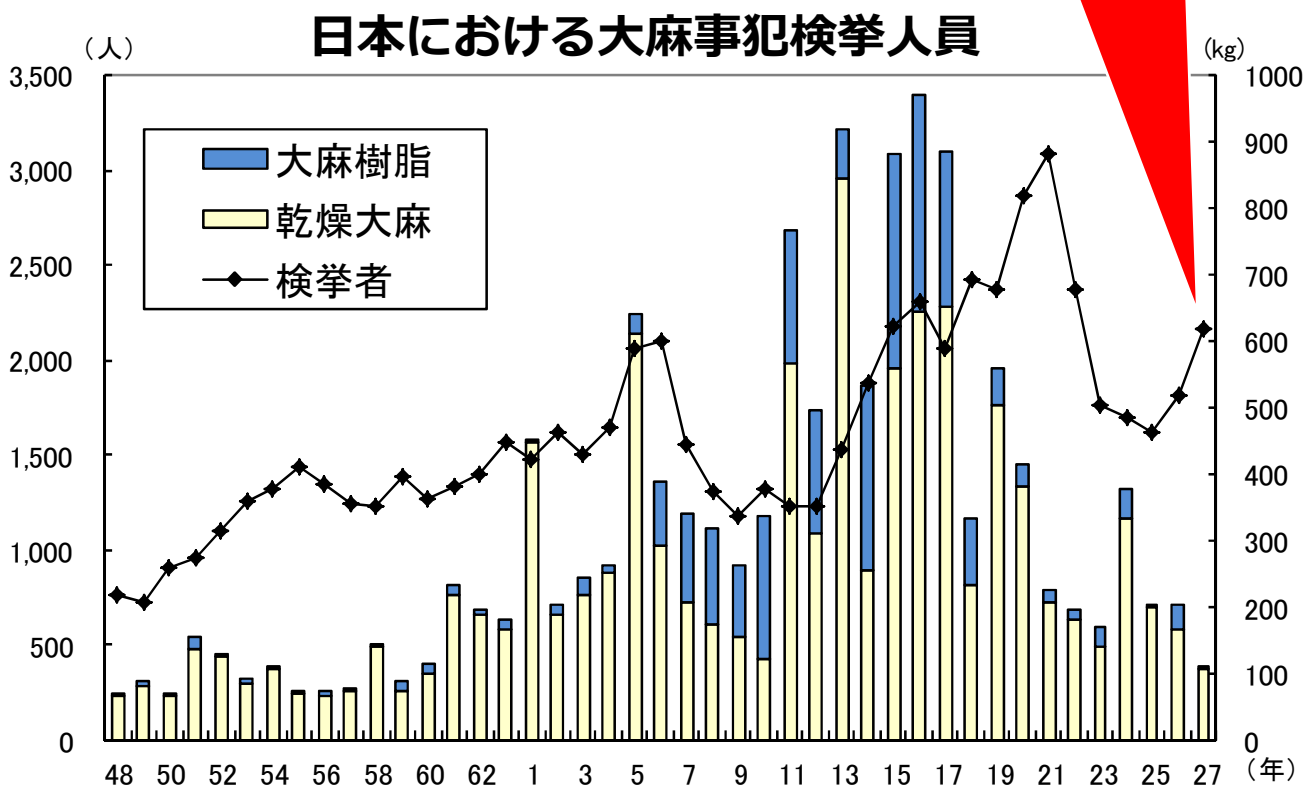
（2）大麻は世界で最も乱用されている薬物です。

大麻は、「1961年の麻薬に関する単一条約」でヘロイン等と同様の厳しい規制をかけられた麻薬です。依存症の治療を受けている患者数も増加していると報告されています。

（3）日本では覚醒剤に次いで乱用者数が多い薬物です。

日本では、覚醒剤で検挙される者が最も多いですが、2番目に多いのが大麻事犯者です。平成27年には約2千人が大麻の所持等で逮捕され、うち4割が20代以下の若者です。

2,167人（平成27年）



3. 大麻の規制について

- ◎大麻は乱用薬物ですので、日本では大麻取締法で規制されています。
- ◎大麻を違法に栽培した場合は**7年以下の懲役**、違法に所持した場合は**5年以下の懲役**が科されます。

(1) 大麻の栽培、所持、譲受・譲渡等は原則禁止〈免許制〉

日本では、都道府県知事の免許を受けた大麻取扱者（大麻栽培者・大麻研究者）のみが大麻の栽培、所持、譲受・譲渡、研究のための使用が可能です。（**大麻取締法第2条・第3条**）

(2) 大麻から製造された医薬品の^{せ よう}施用等は、何人であっても禁止

大麻から製造された医薬品の施用等は、何人であっても禁止されています。（**大麻取締法第4条**）



↑ 大麻草の花穂
（THC※含有量が多い）
※THC：テトラヒドロカンナビノール。
人体に極めて有害な成分

← 違法に栽培された大麻草

コラム I

大麻を使うと、どうなるの？

～ 乱用の現場から

- ▶ 幻覚・幻聴が続き、大麻を使用しないときでも幻覚・幻聴が現れた（フラッシュバック）。
- ▶ テレビゲームの世界に入り込み、戦闘中に相手に斬られた痛みを感じられた。
- ▶ 五感が異常に冴え渡った。（音感が冴え渡る。目の前のものが魅力的に見える。）
- ▶ 話したことを直ぐに忘れてしまい、何度も同じことを喋った。
- ▶ 幻聴の影響で自傷行為（刃物を突き刺す）に及んだ。
- ▶ 酒に酔った感じで、体がふらつく。頭がぼうっとした。
- ▶ 大麻の影響化で意識障害に陥り、交通事故を引き起こした。



<麻薬取締部調べ>

たいま 大麻(マリファナ)



『薬物乱用防止読本』（厚生労働省発行）から抜粋

4. 大麻草の植物的特徴

『大麻・けしの見分け方』（厚生労働省発行）より

- ◎大麻草は雌雄異株の双子葉植物で1年生草本です。
- ◎大麻草の花穂、樹脂の部分により多くの有害成分THC※を含みます。
- ◎THCが少ない成熟した茎と大麻の種子については産業用として利用でき、成熟した茎からは繊維が採れます。

※THC：テトラヒドロカンナビノール。人体に極めて有害な成分。

全体的特徴

- ◎大麻は、春から秋にかけて生育し、成長が早く、大きいものは草丈が3mにもなりますが、種子をつけた後は枯れはててしまいます。
- ◎よく成長した茎は太くまっすぐに立ち、浅い縦すじが通っています。



葉の特徴

- ◎葉は、細長い柄の先に、3～9枚（通常は奇数）の小葉が集まって手のひらのような形になっています。
- ◎葉全体の大きさは10～20cmです。
- ◎葉脈は規則正しくほぼ等間隔に細かく入り、はっきりしています。



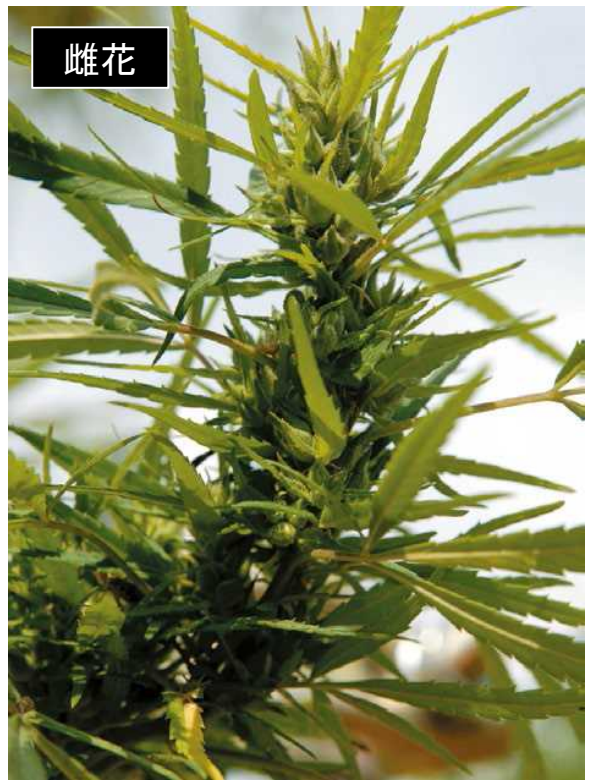
花の特徴

- ◎花は夏に咲き、雄花と雌花が別々の株につきます。
- ◎雌株は、葉のつけ根に穂状の雌花を多数つけます。
- ◎雌花を摘むと、樹液でねばねばします。

雄花

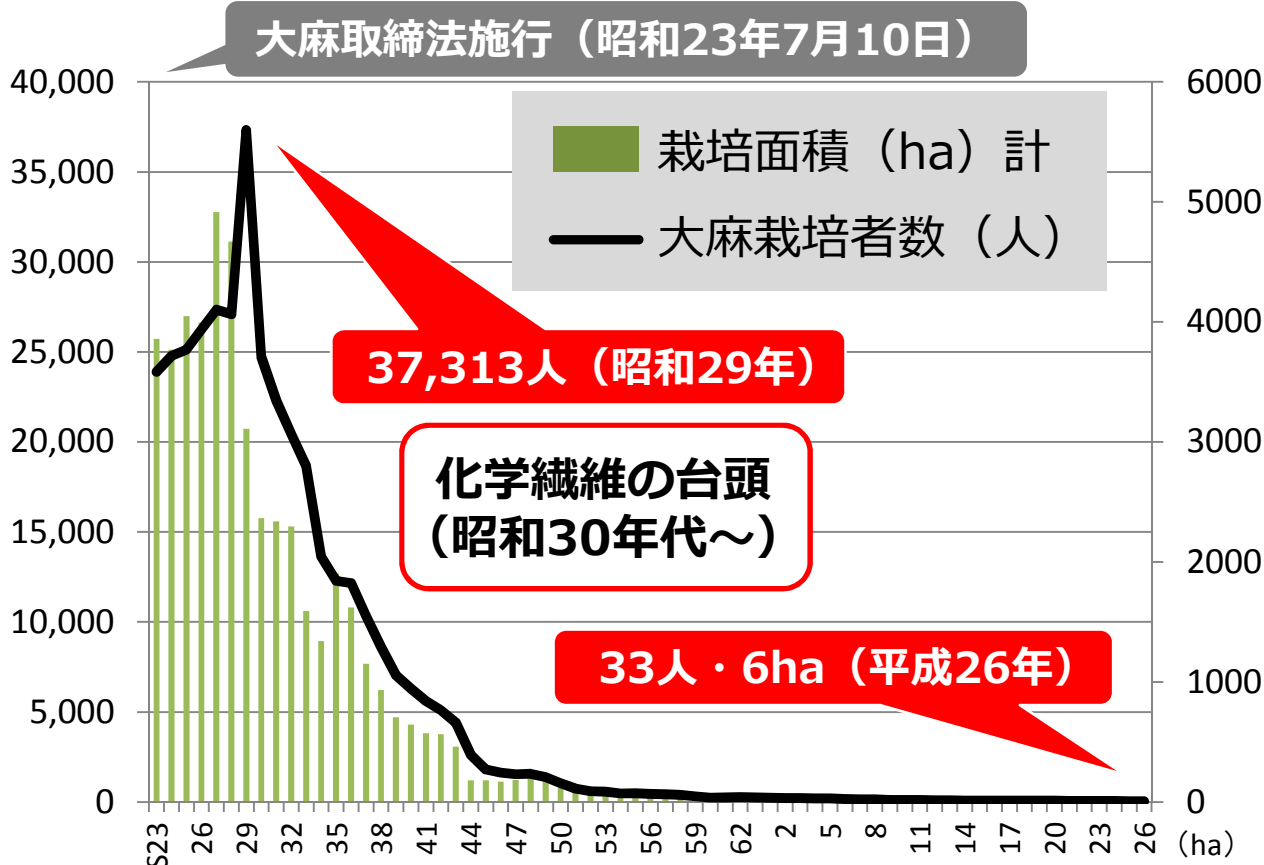


雌花



5. わが国における大麻栽培の歴史

- ◎わが国では古くから衣服や漁具、神社のしめ縄等到大麻が使われてきました。また、種子は七味や鳥の餌に使われています。
- ◎1912（大正14）年、国際条約を履行するために印度大麻草が規制され、戦後、GHQにより印度大麻草と国内の大麻草は同一種との指摘を受け全面禁止となりました。
- ◎しかし、国内に存在する麻農家を保護するため、1948（昭和23）年「大麻取締法」を制定し、許可を受けた者のみが大麻を取り扱える「大麻取扱者免許制度」が創設されました。
- ◎現在、大麻栽培者は全国で33人（2014（平成26）年調べ）です。



コラムⅡ

『大麻』の仲間

あま ちよま ようま おうま
 ～『亜麻』 『苧麻』 『洋麻』 『黄麻』～

繊維が採れる麻には、実は色々な種類があります。亜麻（別名リネン）、苧麻（別名カラムシ・ラミー）、洋麻（別名ケナフ）、黄麻（別名ジュート）など。これらは大麻と違い安全な作物です。

6. 大麻栽培の現状

- ◎大麻の栽培には、多大な費用と手間暇がかかります。
- ◎せっかく栽培した大麻も、販売先があるとは限りません。

保管管理

大麻の盗難防止に努めなければなりません。

立入検査

麻薬取締官等による立入検査が行われます。

報告義務

毎年、作付け面積や収穫した繊維数などを報告します。

免許

1年ごとに審査の上、新しい免許が付与されます。



↑ 大麻草から成熟した茎のみを刈り取り、乾燥させているところ。

(1) 大麻を栽培するためには盗難防止対策が必須です。

大麻は乱用薬物ですので、栽培場所が明らかになると、大麻愛好家に狙われる恐れがあります。他の農作物と違い、大麻の栽培は非常にリスクを伴い、盗難された場合の責任も問われます。

(2) 大麻栽培は、**重労働**です。

大麻草の栽培には、土日の労働も含めて、多大な手間暇がかかり、**繁忙期には人手が足りなくなります**。麻の栽培方法を熟知している方ほど、新規参入に否定的です。

(3) 大麻を栽培する際は、「**麻酔い**」に注意。

大麻草が生い茂る畑に入ると、空中に浮遊した大麻成分を吸い込んでしまい、酔っ払ったような症状になります。

事例紹介① 特産品としての大麻栽培（栃木県）

栃木県鹿沼地方は、伝統的に繊維用としての大麻草の栽培が行われ、大麻繊維を専門に取り扱う卸業者もあります。現在は栃木県庁の指導監督のもと、適正に栽培管理されています。



収穫時期の大麻草

9月ころになると草丈が3メートル近くなり、茎の芯がしっかりしてきます。



利用できる部位

大麻草のうち、法律で利用が認められるのは、成熟した茎と種子のみで、それ以外は乱用されないよう埋却するなどして廃棄します。



出荷直前の大麻草の繊維

茎から繊維を取り出す作業もひと苦勞。出荷するには熟練の技が必要とされます。

コラム Ⅲ

『とちぎしろ』

栃木県は過去に大麻草の盗難事例が相次いだことから、乱用防止のためにTHC※濃度が低い低毒性品種『とちぎしろ』を独自に開発し、その品種のみを栽培しています。低毒性を維持するため、毎年、すべての栽培者に対して収去検査を行うなど、厳しい品質管理を行っています。

※THC：テトラヒドロカンナビノール。人体に極めて有害な成分。

『とちぎしろ』の種子は栃木県が管理しており、栃木県内以外に一般栽培用としての種子の譲渡は行われていません。

事例紹介② 元大麻栽培者が逮捕された事例

B県において、大麻栽培者免許保有者であったA氏。A氏は、免許保有期間中もB県の指導に従わず、大麻を好き勝手に栽培していました。

その後、免許が切れたA氏でしたが、嗜好目的で大麻の栽培を継続し、全国の大麻愛好家に対して自身が栽培した大麻を密売し始めました。結局、A氏は捜査当局から家宅捜索を受け逮捕されました。

事例紹介③ 大麻栽培者が借金を抱えた事例

Sさんが大麻栽培に乗り出したきっかけは、SさんのもとにH氏が現れたこと。H氏の誘いに乗って大麻栽培を始めたSさん。

しかし、大麻栽培は重労働なうえ需要が限られていました。

盗難防止柵などの初期投資に使ったお金についても返済の見込みが立たず、Sさんは多額の借金を抱えることになってしまいました。

事例紹介④ 大麻の盗難事例

F県において、大麻栽培者の農地から大麻草数本が抜き取られていることが判明しました。捜査の結果、犯人は検挙されましたが、犯人は「報道によって、あの畑で大麻が栽培されていることを知った。自分で使うために盗んだ。」等と供述しました。

大麻栽培者が常に大麻愛好家に狙われていることが浮き彫りとなった事件でした。



大麻樹脂

密売大麻

不正栽培

こんな言葉には要注意！

例	解説
「無害な大麻がある」	<p>無害な大麻はありません。どんな大麻にも少なからずTHC※が含まれています。また、低濃度の大麻であっても、繁殖の結果、高濃度の大麻が生じることがあります。</p> <p>また、最近では簡単にTHCを濃縮する方法がネットで公開され、濫用されています。</p> <p>※THC：テトラヒドロカンナビノール。人体に極めて有害な成分。</p>
「他で成功例がある」	<p>伝統的にしめ縄などの製造に用いるために大麻を栽培し需要に応じていらっしゃる農家さんは存在しますが、大麻栽培を大規模な産業として発展させた事例はありません。</p>
「大麻栽培で人口増加が期待できる」	<p>大規模な事業としての成功が困難なため、大きな人口増加は望めません。一部に、体験ツアーと称して大麻栽培地で集客しているところもありますが、このような行為は法に抵触する恐れがあります。</p>
「大麻は土壌を除染※する効果がある」	<p>ありません。大麻の除染※効果は科学的に証明されていません。 ※除染：放射性物質を除去すること。</p>
「GHQによる規制によって、我が国の大麻栽培は廃れた」	<p>正確ではありません。戦後しばらくの間、大麻栽培者は増加しました。昭和30年代に入り、化学繊維の需要が伸びたこと、栽培者の高齢化により廃業が進んだこと等の理由により、大麻栽培者数は減少していきました。</p> <p>なお、戦前にも国際条約を履行するために印度大麻草が規制され、戦後GHQにより印度大麻草と国内の大麻草は同一種（大麻草は植物学的に一属一種※）との指摘を受け全面禁止となりましたが、国内に存在する大麻農家を保護するため、昭和23年「大麻取締法」を制定し、許可を受けた者のみが大麻を取り扱える「大麻取扱者免許制度」が創設されました。</p> <p>※東京高判昭56・6・15など</p>

大麻の栽培には
リスクを伴います。
正しい情報をもとに
判断してください。

大麻

の使用は
有害です!

の不正栽培は
犯罪です!



身体に悪影響があります!

大麻の使用により、めまい・嘔吐・平衡感覚障害等がおこる恐れがあり、また長期使用は男性では精子異常、女性では月経異常・胎児への影響等が報告されており、身体に重大な影響を引きおこします。



精神に悪影響があります!

大麻の使用により、錯乱、極度の不安・恐怖、衝動行動、また長期使用により、集中力・記憶力・認識能力の減退や人格障害などをおこすほか、依存性を引きおこす恐れがあります。



この話おかしい！
と感じたら、
すぐに連絡を

薬物乱用は
「ダメ。ゼッタイ。」

厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL:03-5253-1111(代表)

薬物乱用問題についてさらに詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省トップページ ▶ 分野別の政策「健康・医療」医薬品・医療機器 ▶ 施策情報「薬物乱用防止に関する情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html



相談窓口一覧

北海道厚生局麻薬取締部	011-726-1000	山梨県衛生薬務課	055-223-1491
東北厚生局麻薬取締部	022-227-5700	長野県薬事管理課	026-235-7159
関東信越厚生局麻薬取締部	03-3512-8690	岐阜県薬務水道課	058-272-8285
横浜分室	045-201-0770	静岡県薬事課	054-221-2413
東海北陸厚生局麻薬取締部	052-961-7000	愛知県医薬安全課	052-954-6305
近畿厚生局麻薬取締部	06-6949-3779	三重県薬務感染症対策課	059-224-2330
神戸分室	078-391-0487	滋賀県薬務感染症対策課	077-528-3634
中国四国厚生局麻薬取締部	082-228-8974	京都府薬務課	075-414-4790
四国厚生支局麻薬取締部	087-823-8800	大阪府薬務課	06-6941-9078
九州厚生局麻薬取締部	092-431-0999	兵庫県薬務課	078-362-3270
小倉分室	093-591-3561	奈良県薬務課	0742-27-8664
沖縄麻薬取締支所	098-854-0999	和歌山県薬務課	073-441-2663
北海道医務薬務課	011-204-5265	鳥取県医療指導課	0857-26-7203
青森県医療薬務課	017-734-9289	島根県薬事衛生課	0852-22-5259
岩手県健康国保課	019-629-5467	岡山県医薬安全課	086-226-7341
宮城県薬務課	022-211-2653	広島県薬務課	082-513-3221
秋田県医務薬事課	018-860-1407	山口県薬務課	083-933-3018
山形県健康福祉企画課	023-630-2333	徳島県薬務課	088-621-2233
福島県薬務課	024-521-7233	香川県薬務感染症対策課	087-832-3301
茨城県薬務課	029-301-3388	愛媛県薬務衛生課	089-912-2393
栃木県薬務課	028-623-3119	高知県医事薬務課	088-823-9682
群馬県薬務課	027-226-2665	福岡県薬務課	092-643-3287
埼玉県薬務課	048-830-3633	佐賀県薬務課	0952-25-7082
千葉県薬務課	043-223-2620	長崎県薬務行政室	095-895-2469
東京都薬務課	03-5320-4505	熊本県薬務衛生課	096-333-2242
神奈川薬務課	045-210-4972	大分県薬務室	097-506-2650
新潟県医務薬事課	025-280-5187	宮崎県医療薬務課 薬務対策室	0985-26-7060
富山県くすり政策課	076-444-3234	鹿児島県薬務課	099-286-2804
石川県薬事衛生課	076-225-1442	沖縄県薬務疾病対策課	098-866-2215
福井県医薬食品・衛生課	0776-20-0347	●その他 各保健所でも相談に応じます。	